

子ども医療費助成にかかる

受給資格証の申請について

子育て支援課 ☎ 65・1242

令和3年10月診療分から外来・入院全ての診療科にかかる医療費の助成対象を現在の15歳の年度末までから18歳の年度末までに拡大します。

■対象条件

市に保護者および子どもの住民票があり、国民健康保険やその他の健康保険に加入していること

※子どもが進学により他市在住の場合、申請により助成対象となる可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象年齢

18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある人

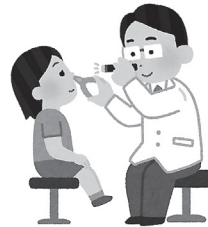


■助成範囲

外来、入院ともに保険診療における自己負担分全額（保険適用外であるものや、食事療養標準負担額は対象外となります）

■受給資格証の申請

助成を受けるためには受給資格証の申請が必要です。



申請書は7月上旬ごろに対象の子ども（現在の高校1～3年生相当年齢）宛てに送付します。現在受給資格証を持っている中学校修了前の子どもは、年度末ごろに有効期間を延長した証書を送付するため申請は不要です。

ごみステーションの利用ルールと分別を守ろう！

ごみステーションの管理について

ごみ減量課 ☎ 65・1252

市では令和3年度から、ごみステーションを管理する単位自治会で、自治会未加入者にもごみステーションの利用を認めている（やむを得ず、利用を黙認されている場合も含みます）自治会に対し、交付金を交付する制度を創設しました。



きちんと分別して、自治会のルールを守り、正しい日時にごみを出すようにお願いします。

また、自治会未加入者の人は、自治会のごみステーションを利用しようとする場合には、事前に管理者である自治会に申し出て、了解を得た上で利用するようお願いいたします。

ごみステーションが適切に管理されるよう、市民の皆さんお一人お一人のご協力をお願いします。

この制度の目的は、自治会員、自治会未加入者に限らず、広く地域住民が安心してごみステーションを利用できる環境を築くとともに、未分別の取り残しごみや散乱したごみの処理など、ごみステーションの環境美化に対する活動を支援することです。

この制度を実施するためには、ごみステーションを所有し、管理する単位自治会のご理解、ご協力を得る必要があります。

そのために、ごみステーションを利用する人は、管理する自治会の負担をできるだけ減らすよう、



重度障がい者の人へお知らせです 投票所へのタクシーによる移動支援を行います

投票所移動支援事業として、障がいがある人を対象に、投票日当日に自宅などから投票所への往復に利用できる「投票所移動支援専用タクシー乗車券（以下、乗車券）」を交付します。

対象者

- 身体障害者手帳（1級または2級）所持者および介助者・介護者またはその家族
- 療育手帳（A）所持者および介助者・介護者またはその家族
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者および介助者・介護者またはその家族

ただし、新居浜市における「新居浜市重度障害者（児）タクシー利用助成事業」において助成対象外となっている施設に入所中の人を除きます。

注意点

- 利用可能な日時は、投票日当日の11時から18時までです。投票所への到着から投票終了までが利用可能な時間内となるようにしてください。

○利用区間は、自宅（乗車地）とその投票区投票所との往復です。途中下車や自宅（乗車地）以外への移動はできません。

○期日前投票所への利用はできません。

「乗車券」

利用方法

- ① 利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所移動支援利用申請書（※1）」を提出し、乗車券の交付を申請してください。
- ② 選挙の際に「投票所入場券」の封筒に「乗車券」が同封されて送られてきます。
- ③ 投票日が近づいたら、タクシース事業者へ「乗車券」を利用することを伝え、直接タクシーを予約してください。
- ④ 投票日当日は、「投票所入場券」と「手帳（※2）」と「乗車券」を持って、タクシーで投票所へお越しください。
- ※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ⑤ 投票を終えた後は、来た時と同じタクシーでお帰りください。

めいすいくんの

ワンポイント講座

「乗車券」は、初めて利用するとき申請をして台帳に登録されれば、以降の選挙では再度の申請は不要です。



申し込み・問い合わせ先

選挙管理委員会事務局
〒65-1311 FAX 65-1641
senkan@city.niihama.lg.jp

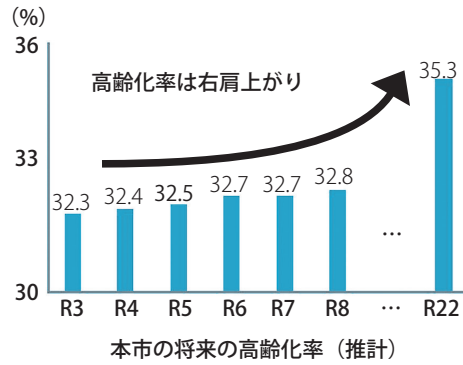
※1 「投票所移動支援利用申請書」の様式は、選挙管理委員会事務局ホームページに掲載しています。



65歳以上の皆さんへ 納めて安心！介護保険料

介護福祉課 ☎ 65・1241

本市の高齢化率は32・3%（令和3年3月末現在）となり、超高齢社会に突入しています。介護保険は住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、社会全体で支えあう制度です。



■ 介護保険料の据え置き

保険料は3年ごとに見直されますが、第8期（令和3年度から令和5年度）の事業計画に基づき保険料を見直した結果、第7期の保険料を据え置くこととなりました。

なお、令和3年度の介護保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬に送付します。

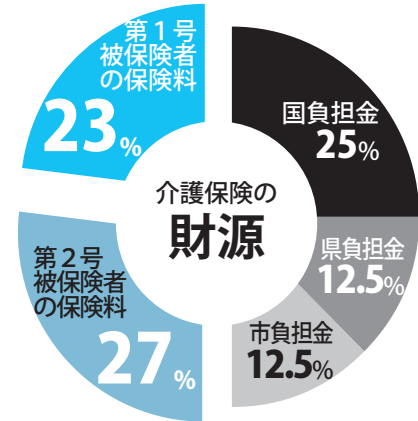
■ 介護保険の財源

介護保険は、65歳以上（第1号被保険者）、40歳以上64歳未満（第2号被保険者）の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

保険料段階 (保険料率)	対象者	保険料 年額 (円)
第1段階 (基準額×0.3)	本人が市町村民税非課税 世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額※と課税年金収入額の合計額が80万円以下
第2段階 (基準額×0.5)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下
第3段階 (基準額×0.7)		上記2段階以外
第4段階 (基準額×0.85)	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下
第5段階 基準額		上記第4段階以外
第6段階 (基準額×1.20)	本人が市町村民税課税	合計所得金額が120万円未満
第7段階 (基準額×1.25)		合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満
第8段階 (基準額×1.50)		合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満
第9段階 (基準額×1.70)		合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満
第10段階 (基準額×1.80)		合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満
第11段階 (基準額×1.85)		合計所得金額が500万円以上



■ 負担割合証（黄色）の更新

現在お持ちの介護保険負担割合証は、7月31日で適用期間が終了します。

新しい負担割合証を7月中旬に郵送しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。

また、適用期間の終了した負担割合証は、8月に入ってから介護福祉課へ返却してください。

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。

国民健康保険被保険者証（保険証）を更新します

国保課（給付係） ☎ 65・1230

国民健康保険の保険証を8月1日付で更新します。新しい保険証（みず色）は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降は新しい保険証を提示してください。

※有効期限切れの古い保険証（むらさき色）は、細かく切つて処分するか、国保課または各支所へ返却してください。

■入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続き

74歳以下で国民健康保険に加入している人の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。

なお、8月初めは窓口が大変混雑しますので、余裕を持ってお越しいただくことをお勧めします。

【受付開始】

7月12日（月）

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

【申請に必要なもの】

- ① 認定証が必要な人の被保険者証
- ② 世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの（マイナンバーカードなど）
- ③ 来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）

※別世帯の人が来庁し申請する場合は、委任状が必要となりますので、その際は国保課までお問い合わせください。



令和3年度の国民健康保険料率のお知らせ

国保課（賦課係・徴収係） ☎ 65・1230

本市では、平成30年度より一般会計からの繰入金などにより、保険料の緩和を図っています。令和3年度の保険料率は、据え置くとことになりました。保険料率については、下表をご覧ください。各世帯への保険料の通知（納入通知書）は、7月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

■保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年の収入と比較して令和3年の収入が3割以上減少する見込みで、その他条件を満たしている世帯については、申請により保険料の減免が受けられます。詳しい条件や申請方法については、ホームページをご覧ください。

国民健康保険制度は、加入者の保険料で助け合う制度です。納期内納付をお願いします。



国保課 HP

令和3年度国民健康保険保険料額

区分	内訳	医療分 (0歳～74歳)	後期高齢者 支援金分 (0歳～74歳)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	所得割賦課標準金額の合計に右の料率をかけます。	8.98%	2.59%	2.08%
均等割	右の額は被保険者1人あたりの1年間の金額です。	24,500円	7,330円	7,000円
平等割	右の額は1世帯あたりの1年間の金額です。	17,100円	5,100円	3,350円
賦課限度額	1世帯につき、それぞれ1年間に賦課される限度額です。	630,000円	190,000円	170,000円

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ！

国保課（後期高齢者医療係） ☎ 65・1170

■後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」を8月1日付で更新します。新しい保険証（桃色）は、7月中旬にオレンジ色の封筒に入れ簡易書留で郵送しますので、届かない場合はお問い合わせください。

■令和3年度保険料の決定

保険料は、令和2年中の所得を基に算定され、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

均等割額 47,720円
+
所得割額
(総所得金額等
- 43万円 (基礎控除額))
×
9.02% (所得割率)
||
被保険者1人あたりの保険料※
※賦課限度額 年額 64万円

7月中旬に郵送する保険料額、納付方法などをご確認ください。
納付方法は次の通りです。

- ① 年金から天引き（特別徴収）
- ② 口座振替または納付書による金融機関やコンビニでの納付（普通徴収）

保険料は原則、年金からの天引きでの納付となります。ただし、支払い方法を口座振替に変更した人は、口座振替での納付となりますので、必ず通知書をご確認ください。

■税制改正に伴う令和3年度保険料の算定基準の一部改正

税制改正において給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除額を10万円引き上げられます。

これに伴い基礎控除額を基準としている均等割額の減額基準が変更され、税制改正の影響により軽減対象から外れたり、軽減割合が縮小したりすることがないよう算定式が見直されました。

保険料の均等割額の軽減基準

令和2年度の基準（改正前）	令和3年度の基準（改正後）	軽減割合
33万円（基礎控除額）以下	43万円（基礎控除額）+ 10万円×（※給与・年金所得者の数-1）以下	7割
33万円（基礎控除額）+28.5万円×（世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）+ 28.5万円×（世帯の被保険者数）+10万円×（※給与・年金所得者の数-1）以下	5割
33万円（基礎控除額）+52万円×（世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）+ 52万円×（世帯の被保険者数）+10万円×（※給与・年金所得者の数-1）以下	2割

※一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、または125万円を超える65歳以上の人）

■加入前に家族の健康保険で扶養に入っていた人へ

後期高齢者医療制度に加入する前日に、社会保険などの被扶養者だった人（国民健康保険等は除く）は所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。対象者には、保険料の決定通知書に記載しています。

■新型コロナウイルス感染症に対する保険料減免・傷病手当

対象となる人については、保険証郵送時に同封のチラシをご確認ください。感染症やその疑いなどにより労務ができなかった人は、傷病手当の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

■社会全体で制度を支えています

医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用のうち、公費で約5割、現役世代の保険料で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが保険料として負担し、社会全体がこの医療制度を支えています。

愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者の人へお知らせです 令和3年度後期高齢者歯科口腔健康診査について

国保課 ☎ 65・12219

お口の健康は全身の健康にもつながります。歯科口腔健康診査を受診し、元気で生き生きとした生活を送りましょう。

■対象者

愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者（75歳以上、または65歳から74歳で一定の障害があり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人）

■受診期間

令和4年2月28日(月)まで

■その他

健診は無料ですが、治療行為が行われる場合は有料です。

■検診項目

問診、かみ合せ、かむ力の確認、口腔機能の評価（舌や口腔、歯肉、えん下状態）、保健指導

■申込方法

①愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話で申し込みましょう。

②クーポン券が届きます。

③歯科医院の一覧から医院を選び、予約をして受診しましょう。



■申し込み・問い合わせ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合

☎ 089・911・7739

✉ info@ehime-kouiki.jp

市税に関する諸証明交付・閲覧申請の 取り扱いが変わります

収税課 ☎ 65・1226

個人情報保護および押印廃止などの見直しに伴い、本庁・各支所で発行している「税務諸証明交付・閲覧申請書」の様式や取り扱いが7月1日から次のとおり変わります。

■主な変更点

○申請書の大きさをB5サイズからA4サイズに変更し、見やすく記入しやすくします。

○本人以外の方が申請する場合は、委任状の提出が原則となります。

○本人が申請する場合や代理人が委任状により申請する場合は、自署すれば押印は不要となります。

■具体的な変更例

○申請者と証明・閲覧対象者の住所が同じであっても、住民票上別世帯であれば、委任状が必要となります。

○申請者が証明・閲覧対象者の相続人の場合は、相続人であることを市で確認できる場合や戸籍謄本などで確認できる場合に限り発行します。

○法人に係る税証明を法人の代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。また、法人代表者の確認ができない場合は、代表者を証明する書類（法人登記簿謄本など）の提示をお願いする場合があります。

※委任状で申請する場合は、これまでどおり代表取締役印または会社印の押印が必要です。



収税課 HP

■新居浜あかがねポイントからのお知らせ！

総合政策課 ☎ 65・1210

市民の皆さんとの協働、地域経済の活性化、そしてポイントの流通を通して、新居浜を元気にするために、令和2年5月29日に「新居浜あかがねポイント」（以下、あかがねポイント）が誕生しました。

あかがねポイントのユーザー数は約1万2千になり、多くの人にご利用いただいています。

これからもあかがねポイントは、新居浜の未来のためになるよう努めていきますので、今後とも、ご支援とご協力をよろしくお願い致します。

■あかがねポイントの始め方

ポイントを受け取るためには、スマホアプリかあかがねポイントカードが必要です。次のQRコードからアプリをダウンロードするか、所定の場所でカードを入手してください。



■ポイントカード受取場所

ハートステーション
イオンモール新居浜店
受付時間 10時～17時

あかがねミュージアム
受付時間 10時～17時



■申し込み・問い合わせ先

新居浜あかがねポイント事務局
☎ 35・2287（7月9日まで）
☎ 66・7327（7月12日から）
✉ info@akagane-point.com

大切なお知らせ

■ポイントの有効期限の延長などについて

あかがねポイントの有効期限が変更となります。

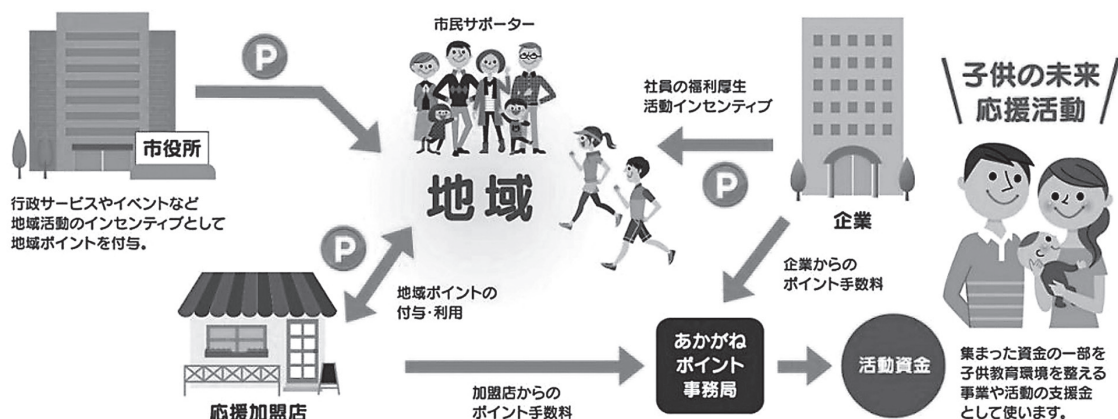
これまでポイントの種類に関係なくポイントを獲得した日から365日でしたが、これからはポイントの種類ごとに最後にポイントを獲得した日から730日に変更となります（一部例外有り）。

なお、期限の変更に合わせて、一部のポイントを除き、今までのポイントの有効期限を令和5年5月31日まで延長しました。詳しくは事務局へお問い合わせください。

■ポイント決済時の確認番号の廃止について

7月から、カードやアプリでポイント決済するときに、入力する4桁の確認コード入力が不要になります。

※アプリでは数字は表示されますが、入力が必要無くなります。



■「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域の指定について

市では、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」のうちモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表があったときには、後発地震の発生に備え避難指示などの避難情報を発令し、次の事前避難対象地域にお住まいの人に1週間の避難を求めます。



【事前避難対象地域】

阿島二丁目・多喜浜一丁目・多喜浜二丁目・多喜浜三丁目・長岩町・松神子三丁目・松神子四丁目・垣生三丁目・宇高町四丁目・清水町

危機管理課

☎ 65 - 1282

FAX 33 - 5180

✉ kikikanri@city.niihama.lg.jp

■ 実証に挑戦しませんか！



市では、県内で初めて経済産業省の地方版IoT推進ラボの選定を受け、AIやIoTなどの先進的な技術を活用し、将来的なビジネス化を視野に実施する実証事業の支援制度を新設します。実証に係る経費の一部補助のほか、実証のネットワークになる「技術的な課題、法律の規制等」の解決に向けた支援により、実証の円滑な実施をサポートします。詳細は、市ホームページをご覧ください。興味があるか、えひめ東予産業創造センター(☎66-1111)へお問い合わせください。



市 HP

産業振興課

☎ 65 - 1260

FAX 65 - 1305

■ 7月11日は「人権のつどい日」です

誰でも自由に参加できます。事前の申し込みなど必要ありません。気軽に参加してください。

日時 7月11日(日)

時間 10時00分～11時30分

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)

定員 50人 料金 無料

申し込み 不要

※マスクを着用してご参加ください。

内容 講座「心のバリアフリー」

講師 新居浜市人権啓発指導員

バリアフリーの「バリア」とは日本語では「障壁」を意味します。そして、バリアフリーとは、その障壁(＝生活の中で不便に感じることを)をなくすことを言います。

いま、私たちの身の回りにはどのようなバリアがあるでしょうか？また、そのバリアを取り除くためにはどのようにすればよいのでしょうか？

思いやりのある、やさしいまちづくりについて一緒に考えてみませんか？

皆さんの参加をお待ちしています。

【STOP! コロナ差別 愛顔を守るう!】

私たちの敵は、「人」ではなく「ウイルス」です。みんなが冷静に行動し、感染症対策に取り組みましょう。

【校区別人権教育市民講座が始まります!】

各校区の日程や内容などは、HP・公民館・学校などからの情報を参考にしてください。

■ 人権かるた

は バリアフリー

広げていこう

ぼくのまち



人権教育課

☎ 65 - 1243

FAX 65 - 1306